## ○グレーゾーン解消制度(第3四半期:平成27年10月~12月)

件名	申請業者名	関係法令	概要	対応状況	お問い合わせ先
インターネッ	中堅・中小企業の	廃棄物の処理及び清	提携している一般廃棄物収集運搬許可	回答済み	環境省
ト上で、提携	抜本的財務改善	掃に関する法律	業者等の利用者をインターネット上で集	(10月26日)	大臣官房廃棄
している一般	等を行うコンサ	(環境省)	客する事業は、一般廃棄物等の収集又は		物・リサイクル
廃棄物収集運	ルタント		運搬を行うのではなく、インターネット		対策部
搬許可業者等			上で提携会社の利用者を集客することで		廃棄物対策課
の利用者の集			あり、一般廃棄物等の収集又は運搬に携		03-5501-3154
客について			わらず、廃棄物の排出者と収集運搬許可		
			業者が締結する廃棄物の収集運搬業務契		
			約に介在しない限りにおいては、現行の		
			廃棄物処理法上規制されているものでは		
			ないことが確認された。		

※当該事案に関しては、平成29年3月21日付廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について(通知)」についても、あわせて参照されたい(平成31年2月21日更新)。